

Ⅰ T 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の
在り方についての最終答申（抜粋）
（平成14年8月7日情報通信審議会）

第4章 新たな競争の枠組みの方向性

4. 新たな枠組みへの移行に伴い検討すべき事項

- (2) 利用者向けサービスに係る規制の在り方について
(c) 利用者向けサービスに係る市場支配力の評価

以上のとおり、利用者向けサービスの提供について、各事業者の市場支配力の有無によって異なる水準の規制を課す際には、利用者向けサービス市場における各事業者の市場支配力を的確に評価する必要がある。

利用者向けサービス市場における市場支配力を評価するにあたっては、まず前提となる市場を画定することが必要と考えられる。この場合、利用者向けサービス市場全体で一つの市場として画定するのか、当該市場の中で市場構造や事業展開の態様等により更にきめ細かく市場を画定することが適当かどうかという議論がある。この点、固定・移動、音声・データ等の提供する役務の態様の違いやIP化の進展等を勘案し、各サービスの特性や代替性等を勘案して、適切なサブマーケットごとに市場を画定し、市場支配力を評価することが適当と考えられる。

また、各サブマーケットにおける市場支配力の評価に当たっては、
(ア) 当該サブマーケットにおける売上高や加入者数等の定量的要因
(イ) 当該サービスの代替性・成熟度や価格支配力等の定量的要因
(ウ) 他の市場における市場支配力との関連性¹⁰等、
多様な要素を総合的に勘案することが必要である。

なお、市場支配力の評価は、実際の市場における競争の進展状況等を十分に踏まえたものとするため、定期的に市場分析を行い、市場支配力を評価することが必要となる。この点、英国においてOFTTELが定期

¹⁰ 「他の市場における市場支配力」については、より具体的には、(a)他のサブマーケットでの市場支配力（例えば、顧客へのアクセス手段、保有する顧客情報等が利用者に対し影響を及ぼす可能性等を含む）、(b)利用者向けサービスの提供に必要なネットワークに係る市場支配力、(c)他の独占的な公益事業分野における市場支配力等関連性について検証することが必要である。

的に有効競争レビューを実施しているところであり、今後は英国以外のEU加盟各国においても実施する方向で具体的な検討が進められている¹¹。このような諸外国の動向も踏まえつつ、**我が国の電気通信分野における定期的な有効競争レビュー（市場分析）の在り方について、別途専門的な検討の場において早期に結論を得る方向で更に詳細な検討を行っていくことが必要**である。

ここで、有効競争レビューを行うサブマーケットをどのように画定するのか、サブマーケットごとに市場支配力の有無をどのように判断するのかについて、本答申では、上記のとおり一定の指標を示すにとどまり、詳細は今後政府において定められる運用細則に委ねられている。この点について、いくつかの事業者から、運用細則の策定や制度運用に当たって透明性・予見可能性を確保するよう求める意見が寄せられた。今回、本答申で提言する新たな競争の枠組みはこれまでの競争環境、事業環境を大きく変える画期的な意義をもつものと考えられるが、サブマーケットを単位とした市場支配力の判断／有効競争レビューの新たな仕組みが所期の目的に添った実効性を挙げるためには、制度の根幹をなす運用細則が適切・透明に策定され運用されることが不可欠の要件である。その意味から、運用細則の策定と適用に当たっては、関係者の意見を十分に踏まえたものとすることが重要であると考えられることから、行政においては十分なデュープロセス・透明性の確保に努めることが必要である。

また、このような定期的な有効競争レビューを的確かつ迅速に実施するためには、行政当局による市場のモニタリング機能の強化・充実が必要である。このため、市場分析や市場支配力の評価に必要な各種データの収集やモニタリング実施体制の整備・強化等について事業者負担に配慮しつつ、諸外国の制度¹²なども参考にしながら検討がなされる必要がある。

¹¹ 英国においては、各市場ごとに有効競争が実現しているかどうか、適正な規制水準が確保されているかどうか等の検証を行うため、2000年から8つの市場（移動通信、ダイヤルアップインターネット、固定回線サービス、専用線、固定広帯域サービス等）について有効競争レビューを実施している。また、EUにおいても本年4月に公布された「新枠組み指令」において、SMP (Significant Market Power)の検証を目的として、英国と同様の有効競争レビューを実施することを加盟各国に義務付けることとしている。

¹² 米国においては、連邦通信委員会が96年連邦通信法第219条(a)に基づき、事業者に対して会計情報等に関する年次報告等を行うことを求めている。